

## 審理員となるべき者の名簿

令和6年4月現在

行政不服審査法（平成26年法律第68条）第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

### 1 根室市における審理員となるべき者の名簿

	所属部署	審理員となるべき者
1	総合政策部	総合政策室長
2	総務部	危機管理課長
3	総務部	情報管理課長
4	総務部	財政課長
5	北方領土対策部	北方領土対策課長
6	市民生活部	市民課長
7	健康福祉部	こども子育て課長
8	水産経済部	水産振興課長
9	建設水道部	都市整備課長

### 2 審理員補助者について

審理にあたっては、裁量を伴わない職務（資料の収集・整理）をおこなわせるため、上記名簿記載されているもののうち審理員となった課長職が、その所属する主査の中から「審理員補助職員」を1名指名し、審理業務を行うものとする。